

妊娠を希望している夫婦への支援拡充 市独自に「妊活検診費助成」を開始

妊娠を希望している夫婦が早めに検査を受け、必要に応じて適切な治療に踏み出すことを後押しするため、保険適用にならない妊活検診費用の助成を10月1日から市独自に始めます。

- 申請方法など詳しくは、大垣市保健センター（☎75-2322）へ。
- ▶対象者／次の①②の条件をいずれも満たす夫婦
- ①検査実施日と補助申請時に婚姻関係（事実婚を含む）があり、市内に住所を有する
 - ②検査日における妻の年齢が43歳未満
- ▶対象検査・助成金額など／令和5年10月1日以降に実施する、男性の精液検査と女性の抗ミューラー管ホルモン検査（いずれも保険診療ではなく、全額自己負担の検査）※それぞれ単独で助成対象

検査の種類	精液検査	抗ミューラー管ホルモン (AMH) 検査
検査内容	精液を採取し、精子の数・運動率・形(奇形の有無・状態)や精液の量などを調べる検査	血液検査により、卵巣が赤ちゃんになりうる卵子をどれくらい排卵する能力があるかを調べる検査
医療機関	泌尿器科・産婦人科	産婦人科
助成金額	上限 4,000円 (生涯に1回)	上限 8,000円 (1年に1回)

「出産・子育て応援給付」の 支給方法が変わります

10月1日～ 現金給付→育児用品等購入のポイント付与へ

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、切れ目のない相談支援とあわせて実施している「出産・子育て応援給付」は、現金で支給してきましたが、令和5年10月1日からは、県の専用サイトで育児用品等を購入することができる、5万円相当のポイントを支給する方式に変更となります。

なお、令和5年9月30日までに妊娠届出をした妊婦と、同日までに生まれた子の養育者については、現金での支給となります。

詳しくは、大垣市保健センター（☎75-2322）へ。

対象者	申請手続き	付与されるポイント
令和5年10月1日以降に妊娠届出をした妊婦	妊娠届出時に実施する面談で配布する、アンケートと申請書類などを提出	「出産応援ギフト」として妊娠1回あたり5万円相当のポイント
令和5年10月1日以降に生まれた子の養育者	すこやか赤ちゃん訪問などの面談で配布する、アンケートと申請書類などを提出	「子育て応援ギフト」として子ども1人あたり5万円相当のポイント

※付与されたポイントを使って、県の応援ギフト専用サイトから、乳幼児用のおむつや粉ミルク、子ども服、おもちゃ、絵本などを購入できます

スポーツの日(10/9)の ごみ収集のお知らせ

問合せ クリーンセンター（☎89-4124）

収集日	もえるごみ	もえないごみ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
10/9 (月・祝)	収集します (月・木の区域)	収集を休みます この日が収集日の区域は、 10/12(木)に収集します	

母子家庭等、父子家庭 医療費助成制度受給者証の更新

母子家庭等、父子家庭医療費助成制度の対象者（下表）に、新しい受給者証と更新申請書を、10月中旬に発送します。

郵送された申請書に、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください（窓口での申請は混雑が予想されます）。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、10月31日です。11月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。また、有効期限の切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、国保医療課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ。

制度名	対象者
母子家庭等 医療費助成制度	平成17年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない母親とその子など
父子家庭 医療費助成制度	平成17年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない父親とその子

※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり

重度の障がいがある人への手当

重度の障がいがあり、次に該当する人は、特別障害者手当や障害児福祉手当を受給できる場合があります（所得制限あり）。詳しくは、障がい福祉課（☎47-7198）へ。

▶特別障害者手当

身体などに著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の人に支給。原則、日常的に寝たきり状態など特に重度の人が対象です。

病院などに3か月以上継続して入院している人や、施設に入所している人は対象外です。

▶障害児福祉手当

身体などに重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の人に支給（障がいによる公的年金受給者を除く）。

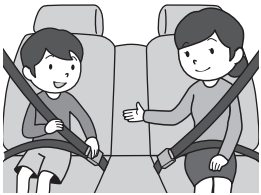
10月はシートベルト・ チャイルドシート着用強調月間

10月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

後部座席でも必ずシートベルトを着用し、運転者は同乗者全員の着用を確認して、交通事故による被害を軽減しましょう。

また、6歳未満のお子さんは必ずチャイルドシートを使用し、6歳を過ぎてもシートベルトの位置が体格に合わない場合は、使用の継続やジュニアシートへ切り替えをお願いします。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。



審議会などの傍聴ができます		
大垣祭の軌等修理委員会 担当：文化振興課（☎47-7202）		
10/10(火)	14:00～16:00	市役所6階 教育委員会室
・令和4年度及び令和5年度の修理実績について ほか		
地域創生総合戦略推進委員会 担当：地域創生戦略課（☎47-8216）		
10/13(金)	13:30～15:30	市役所4階 情報会議室
・第3期「水の都おおがき」創生総合戦略について		
環境審議会 担当：環境衛生課（☎47-8563）		
10/18(水)	14:00～15:30	市役所4階 情報会議室
・エコ水都環境プランなどの実績報告について ほか		
地域公共交通会議 担当：交通政策課（☎47-7386）		
10/26(木)	9:30～11:00	市役所4階 情報会議室
・地域公共交通網形成計画の進捗状況について		